

令和 7 年度「地場産業若者人材確保支援事業」業務委託に対する質問及び回答

2025 年 4 月 1 日付けで公表されました「令和 7 年度「地場産業若者人材確保支援事業」業務委託」に対する質問の内容及び回答を通知します。

	質問	回答
1	人材確保支援専門家派遣の業務を行うにあたり、弊社所属の正社員が対象の企業様に人材派遣業務を行うとしても、「一般労働者派遣事業」等の許認可や免許が必要になるのでしょうか。 また、差し支えなければ、この事業を行うにあたり必要となる具体的な許認可や免許等をご教示いただけましたら幸いです。	御社がどのような形式で人材派遣業務を行うのか、いただいたご質問のみでは判断できかねます。 法令に則り、御社が実施しようとする業務形態に必要な許認可や免許を受けていることが必要です。
2	仕様書「1 事業の目的」の「中小企業」の定義をお教えてください。中小企業基本法では、業種で企業規模が異なりますが、例えば業種関係なく 300 人以下ということでも支障ないでしょうか。	本事業の支援先は製造業であり、 ・資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は ・常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人 を対象としています。
3	仕様書「3 委託業務の内容」「(1) ア 派遣先企業の募集・選定」について、受託決定後、愛知県から繊維・窯業産地の中小企業リストを提供いただくことは可能でしょうか。	本県から企業リストを提供は行いません。御社が持つ事業者とのコネクションを使いながら周知・募集をお願いします。 なお、繊維・窯業産地の組合に対する事業の周知は、本県から行います。
4	仕様書「3 委託業務の内容」「(1) ア 派遣先企業の募集・選定」について、業種・地域等が偏ることのないよう、とありますが、具体的に、どのような場合が支障ありますでしょうか。	例えば、繊維 0・窯業 4 や尾張 4・三河 0 となってしまう場合が上げられます。

5	仕様書「3 委託業務の内容」「(1) イ 専門家派遣の実施」について、専門家は、有資格者であれば社会保険労務士、キャリアコンサルタント、中小企業診断士、産業カウンセラーなどを想定していますが、実務経験が豊富だが所有資格がない者でもよろしいでしょうか。	支援先企業の課題に対応するのに、必要な知見・能力・経験を有する専門家であれば、特定の資格を所有することは求めません。
6	仕様書「3 委託業務の内容」「(2) 専門家派遣先企業の魅力を発信するツール作成に係る業務」について、魅力を発信するツールは、印刷までを求めておられますか。例えば、会社説明会で使う募集要項やチラシの案(作成したものを当該企業でそのまま使用して、企業が印刷手配できる形)でもよろしいでしょうか。 4 社印刷まで行くと、契約金額内では難しい場合もあるかと思えます。	ツール作成まで含めた契約金額になりますので、紙での配布を想定したツールであれば、印刷まで契約金額内で行っていただきますようお願いします。 なお、印刷形態や部数については仕様には定めていませんので、契約金額内で事業に適した内容の企画提案をお願いいたします。
7	仕様書「4 成果物等の提出」「(1) 成果物等 ア 事業実施結果報告書」について、新聞、その他メディア等の掲載記事等の収集等、とありますが、全てのものを把握するのは困難です。可能な範囲で支障ないでしょうか。	可能な限り情報収集に努めていただきますようお願いします。